

『介護保険負担限度額認定』について

介護保険施設へ入所（入院）やショートステイを利用するときの食費・居住費（滞在費）については、原則全額自己負担（利用者負担額は施設と利用者の契約によって決まります。）となりますが、申請を行い条件を満たしていれば介護保険負担限度額認定を受けることで費用が軽減されます。

<対象施設及びサービス>

- ・介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）、
地域密着型介護老人福祉施設の食費と居住費（滞在費）
- ・ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の食費と居住費（滞在費）

<基準費用額と負担限度額>（令和7年8月以降）

負担限度額及び基準費用額			基準費用額 （日額）	負担限度額（日額）			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445 円	300 円	390 円	650 円	1,360 円
食費（ショートステイ）				300 円	600 円	1,000 円	1,300 円
居住費（滞在費）	多床室	特養等	915 円	0 円	430 円	430 円	430 円
		老健・医療院等	※437 円	0 円	430 円	430 円	430 円
	従来型個室	特養等	1,231 円	380 円	480 円	880 円	880 円
		老健・医療院等	1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
	ユニット型個室の多床室		1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円
	ユニット型個室		2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円

※室料を徴収する場合は697円。

基準費用額は、食費・居住費（滞在費）の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決めています。

令和7年7月までは、※以外の部分は変更ありません。

<軽減の対象となる条件>（令和7年8月以降）

利用者 負担段階	対象者	
	所得などの条件	預貯金等資産の条件※
第1段階	① 生活保護を受給している方	要件なし
	① 老齢福祉年金の受給者であって本人と本人の属する世帯全員及び配偶者（別世帯・内縁関係含む）が住民税非課税の方	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下
第2段階	① 本人と本人の属する世帯全員及び配偶者（別世帯・内縁関係含む）が住民税非課税の方	② 前年の合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金額が80.9万円以下の方
第3段階①	② 前年の合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金額が80.9万円超120万円以下の方	単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下
第3段階②	② 前年の合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金額が120万円超の方	単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下
		単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下

※2号被保険者（65歳未満）は利用者負担段階にかかわらず単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合には軽減対象外。

課税状況及び所得の金額等は当該年度の住民税申告の内容に基づき判定します。（4～7月は前年度の内容に基づきます。）

令和7年7月までは、所得などの条件における「80.9万円」を「80万円」として判定します。

- ・減額に該当する方には「介護保険負担限度額認定証」（オレンジ色の証書）を交付します。
- ・減額の開始日は、申請月の初日からとなります。生活保護受給者・転入者は異なる場合があります。
- ・減額の有効期限は毎年7月31日までです。引き続き介護施設サービス等を利用する場合は、毎年申請が必要となります。
- ・条件に該当しなくなった場合は、有効期限に関わらず負担段階の再判定を行い、段階が変更になると差額の支給または徴収に繋がる場合があります。